

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和七年六月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

一 許可番号

令和七年六月二日

指令川建セ第〇六〇〇八二号

二 検査済証番号

令和七年六月六日

川建セ第〇七〇〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字愛宕千五百二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市大字中新田三百九十九番地二 カーサ・アコールⅠ 三〇六号
山口 花